

## プログラミング演習 (Python 入門)

プログラミング言語 Python は初学者にも学びやすい言語である一方で、さまざまな応用も可能であり、近年では学術研究にも利用が広がっています。

### 【 受講概要 】

受講料	税込み3万円（4回分）；（正会員は税込み2万円）
区分	<input type="checkbox"/> 正会員 <input type="checkbox"/> 非会員（同時入会可能； <input type="checkbox"/> 入会します <input type="checkbox"/> 入会しません）
主催	公益社団法人無人機研究開発機構

※区分は、会員・非会員のどちらかにチェックを入れてください。非会員の方は、入会くだされば、正会員価格になります。

### 【 申込者 】（入会希望者はなるべく全て記入願います、希望しない方は太字が必須）

氏名		生年月日	
現在住所		電話番号	
勤務先名称		メールアドレス	
住所		電話番号	
送付先	現住所	勤務先	保有資格
メール配信先	現住所	勤務先	（任意）

### 【 内容 】

回数	内容（毎月月末に配送；初回のみ申込送金後すぐに配送）
1回目	まえがき、コンピュータとプログラミング、Pythonの実行環境と使い方、さまざまな応用
2回目	変数と演算、代入、制御構造、関数を使った処理のカプセル化
3回目	オブジェクト志向、クラス、リスト、ファイル入出力
4回目	エクセルファイルの取扱、プログラムの実装、Pythonの学術利用、今後の学習の紹介

### 【 お申込み先 】

必要事項をご記入の上、メール又はFAXにてお申込み下さい。（電話不可）

申込先：公益社団法人無人機研究開発機構 事務局

**FAX: 093-692-0610, E-mail: office@japan-uva.org**

### 【 振込先 】

請求書を送付いたします。（ご入金を確認後、資料を送付いたします。）

公益社団法人無人機研究開発機構 会員規約

公益社団法人無人機研究開発機構の会員運営に関しては、公益社団法人無人機研究開発機構定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、この規約が定めるところによる。

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、公益社団法人無人機研究開発機構の定款第5条に基づき法人の構成員である会員の入会資格の承認事項ならびに定款第7条に基づき、入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 入会申込および要約

(入会)

第2条 本人の会員となりとする者は、理事会で別に定める入会申込書を理事長へ提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、名譽会員に推挙された者は、理事長の承認後、本人の承諾を得て会員となるものとする。2 会員となつた時点で本人の会員規約の内容を承諾しているものとみなし、同時に会員としての全ての権利と義務を有するものとする。但し、入会の申請を行った個人、団体および法人が次の各号について該当する場合に、それを承認しない場合がある。また、承認後であっても承認を取り消す場合がある。

- (1) 入会申込みの際の申告事項、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
(2) 入会申込み後、一定の期間を経過して、会費の支払いがない場合
(3) 過去に本人の会員資格を取り消されたことがある場合
(4) その他、本人が不適当と判断した場合

3 入会の承認に必要と認められる限りにおいて、本人は入会申込書および団体に対し質問その他必要な資料の提出を求めることができる。

(入会の時期)

第3条 本人は任意に入会を受け、申込日の属する月の翌月1日を入会日とする。

(入会金)

第4条 会員は、入会金を納入しなければならない。なお、入会金の額については、本規約末尾の付表に示す。

(入会金の納入)

第5条 入会金は、本人から入会承認を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

(会費)

第6条 会員は、年会費を納入しなければならない。なお、会費の額については、本規約末尾の付表に示す。2 年会費の対象期間は、継続している会員は、本人の事業年度の4月1日から翌年3月31日までとし、初めて入会した会員は、本人から入会承認を受けた日から本人の事業年度末日までとする。3 年会費の支払いは、本人が会員登録で発行する請求書に基づき、年会費対象期間の開始から30日以内に、本人の指定銀行口座へ振り込まなければならない。

4 本人が会員から受領した年会費は、その理由を問わず、これを返還しないものとする。5 本人が会員から受領した年会費のうち、団体会員入会金、賛助会員会費、特別会員会費の5割は管理費に充てる。6 団体会員は現銀一括で年会費として支払うなければならない。7 団体会員の人数が制限なく、任意の人数を支払うことができる。8 団体会員の人数を5以下に支えた団体は任意の割引がある。割引率は以下の表による。

- (1) 5口以上10口未満：5%
(2) 10口以上15口未満：10%
(3) 15口以上：15%

(会員資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号のいずれに該当する場合は会員資格を喪失する。

- (1) 第8条退会の規定により退会した場合
(2) 第9条除名の規定により除名された場合
(3) 正会員にあっては、本人が成年被後見人もしくは被後見人になった場合、または死亡もしくは失踪宣言した場合
(4) 団体会員にあっては、会員である団体が解散、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てした場合
(5) 本人が認められた団体会員、賛助会員のうち団体である会員にあっては、会員である団体が解散または廃止された場合
(6) 定款第7条の支払義務を2年間に上履行しなかったとき
(7) 本人が解散した場合

2 会員は、前項各号によって会員資格を喪失しても、未納の年会費が本人への債務がある場合、その債務の支払いを完了しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意のいつでも退会をすることができる。2 退会した会員が本人に残した著作物がある場合、自己の著作権利帰属する以外の著作物は本人に譲渡されるものとする。3 会員資格を喪失した会員は、退会後も秘密保持義務を遵守しなければならない。

(除名)

第9条 本人は、会員が次の各号のいずれに該当すると本人が認めた場合、会員を除名することができる。

- (1) 本人の名譽を毀損し、または本人の目的に反する行為があった場合
(2) 会員として品格を損なう行為があった場合
(3) 法令もしくは公平合理に反する行為があった場合
(4) 会員として適当であると判断した場合
(5) 暴力団員、暴力団関係者、その他社会的勢力、公共の利益に反する活動を行う団体の関係者及び関係者であると判断した時

2 前項の除名の決定は、一般社団法人第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名できるものとし、除名した会員にその旨を通知する。

(変更の届出)

第10条 会員は、その氏名もしくは名称、住所、または連絡先等、本人への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更の届出を行うものとする。2 本人は、会員が前項の変更の届出を行わなかったことにより生じた不利益について一切の責任を負わない。

(入会金及び会費の免除)

第11条 理事会は、次のいずれかに該当する会員について、第4条および第6条の規定にかかわらず、入会金及び会費のいずれか一方または双方の免除又は減額を議決することができる。

- (1) 免除すべき相当の事由があると認める会員
(2) 名譽会員

第3章 会員の権利と義務

(会員の権利)

第12条 本人の会員は、以下の権利を有する。

- (1) 会員は、本人を通じて入手した技術情報等を、定款第3条の目的を達成するための活動範囲内であれば、自ら活動において利用することができる。ただし、情報提供者が事前に利用制限している場合、ならびに提供者の不利益となるような場合は、提供者の許可なしに利用してはならない。
(2) 会員は、本人の会員であることを自ら宣伝し広報することができる。
(3) 会員向けの各種サービスを受けることができる。
(4) 会員は、インターネット上に構築された発言スペースで発言出来るが、発言の内容及び発言した会員自らが責任を負う。
(5) 会員は、本人の名称、ロゴマーク等を、善意をもって使用することができる。

(会員の義務)

第13条 会員は、以下の義務を負う。

- (1) 会員は、自己のパスワードの使用及び管理について一切の責任を持つ。
(2) 本人は、会員のパスワードが他の会員または第三者に使用されたことにより当該会員が被る損害については、当該会員の故意、過失の有無にかかわらず一切の責任を負わない。会員は自己の設定したパスワードを失念した場合直ちに本人に届け出るものとし、本人の指示に従うものとする。
(3) 会員は、本人のサービスを受ける際は、事前に個々のサービス細則に定められた所定の手続きを行う。
(4) 会員は本人が承認した場合（当該情報に関して権利保持の第三者が居る場合は、本人が当該第三者の承認を取得することを含む）を除き、本人を通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版、その他私的利用の範囲を超えて使用することは出来ない。
(5) 本人を通じて入手した技術情報等を利用して、成果発表、製品化、事業化などを行うには、本人との間で、別途定める秘密保持契約を結ぶ必要がある。
(6) 本人の目的達成のために有用な技術情報等を、本人を通じて会員に提供することによって協力しなくてはならない。
(7) 本人の活動方針に基づいて企画される、広報、催事、ワークショップ、セミナーなどの活動にかかわる費用及び人員について積極的に協力しなくてはならない。
(8) 本人が実施する広告、広報、催事等において、会員の名称が利用されることについて協力しなくてはならない。

(著作物)

第14条 本人の発意に基づき、会員または本人の業務に関与する者が本人の事業活動において作成した著作物の著作

権者は、本人とする。この著作物とは、各種報告書、記録資料、調査資料、研究資料、調査資料、アンケート資料、議事録等一切の成果物という。

2 本人の発意に基づき、会員または本人の業務に関与する者が本人の事業活動において作成したソフトウェアプログラム等の著作物の著作権者は、本人とする。

第4章 禁止事項および損害賠償と免責

(禁止事項)

第15条 会員は第13条の他、本人を利用する上で以下の行為を行ってはならない。

- (1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸付したり、担保等として提供してはならない。
(2) 公平合理に反する行為
(3) 犯罪行為に結びつく行為
(4) 他の会員又は第三者の著作権を侵害する行為
(5) 他の会員又は第三者の肖像、プライバシーを侵害する行為
(6) その他、法令に反する行為
(7) 他の会員又は第三者を誹謗中傷する行為
(8) 宗教団体にこれらに類似する行為
(9) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為
(10) 本人の運営を妨げ、或いは本人の信頼を毀損するよう行為
(11) 本人の運営のために収集した個人情報等を本人運営以外の目的で利用する行為

(情報開示)

第16条 会員は、本人の活動に関連して知り得た情報を第三者に開示もしくは複製し、または本人の活動以外の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、会員が会員資格を喪失、退会、除名された後もその効力を有する。

(損害賠償)

第17条 会員は、前第15条の禁止事項によって、本人、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合、その損害の全てを賠償する。

(免責)

第18条 会員は、本人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の態様・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本人は一切責任を負わないものとする。

2 会員が退会、除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定に継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

第5章 本規約の追加・変更

(本規約の追加・変更)

第19条 本規約は定められた事項が必要と判断されるものについては、理事会の決議により定めるものとする。

附則

本規約は、平成29年4月11日から施行する。

【付表】

会 費

Table with 3 columns: 区 分, 入 会 金, 年会費. Rows include 正 会 員, 団 体 会 員, 特別 団 体 会 員, 賛 助 会 員, 名 譽 会 員. Unit: (単位:円)

※ 団体会員は人数に応じて、講演会・セミナー等の割引率が異なります。(第6条第8項による)

(会員の種類)

- (1) 正会員 無人機またはそれと関連する機器に関する学識・技能または経験を有する個人のうち、本人の目的に賛同して入会した個人
(2) 団体会員 無人機またはそれと関連する機器に関する学識・技能または経験を有する団体のうち、本人の目的に賛同して入会した団体
(3) 特別団体会員 無人機に関心のある大学及び官公庁
(4) 賛助会員 本人の目的事業を賛助する個人または団体
(5) 名譽会員 本人に対し格別功勞のあった者のうちから総会の議決をもって推挙された個人

(賛助会員の特典)

- (1) 会員向けメール情報の発信を受けることができる。
(2) 会誌を毎月1部無償送られる。
(3) 希望により、会員向けメール情報に広告を配信することができる。
(4) 希望により、毎号の会誌の「賛助会員名簿」に名称を掲載される。
(5) 希望により、本人ホームページの「賛助会員名簿」に名称を掲載される。
(6) 希望により、本人ホームページの「賛助会員名簿」の名称から、貴法人団体へのホームページへのリンクができる。
(7) 会誌に広告を掲載される際に、割引価格が適用される。